

蓬田村

第二期子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月

青森県 蓬田村

はじめに

子どもは社会の宝であり、未来への活力の源です。子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境を整えることは、将来の蓬田村を支える基盤となります。

近年、結婚や出産に対する意識の多様化に伴い、少子化が進行しています。また、家庭や地域社会の教育力の低下や地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化や大人優先の社会的風潮など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けています。一方、ひとり親家庭についても、養育や教育にかかる経済的な問題をはじめ、さまざまな困難に直面しています。

こうした状況を踏まえ、2014（平成26）年度において社会や制度の変化に対応するため、「蓬田村子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、子育て環境の充実に取り組んでまいりましたが、今年度で計画期間の5年が終了するため、新計画「蓬田村第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定したものであります。

本計画では、前計画の基本理念「健やかでふれあいのある村」を継承し、安心して子どもを育てることができる社会の実現に向け、7つの基本目標と26の基本施策を設定しています。本計画は元気な蓬田村づくりを進めるうえで基盤となるものであり、子ども・子育て支援の円滑な実施をはじめ、基本理念を実現するための取り組みを着実に推進することが重要となります。

基本理念の実現にあたっては、社会全体で子どもを育み、子育てを支援するという意識の共有や、村民の皆さまと地域・企業との協働による取り組みも重要となります。本計画が共通の指針となり、多様な主体が横断的に協力しながら様々な子ども・子育て支援の取り組みが展開されるよう、行政としての役割を果たしていく所存です。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査へのご協力や計画にご意見をいただきました村民の皆さま並びに関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

令和2年3月



蓬田村長 久慈 修一



目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と村民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本村における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 本村の就業率の推移.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	25
5 施策の進捗評価.....	27
6 本村における子育て支援に関わる課題.....	29

第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34
3 施策の体系図	36
第4章 子育てに関する施策の展開	43
基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実	45
施策1 地域における子育て支援サービスの充実	45
施策2 保育サービスの充実	46
施策3 子育て支援のネットワークづくり	47
施策4 児童の健全育成	48
施策5 その他	50
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	51
施策1 子どもや母親の健康の確保	51
施策2 食育等の推進	53
施策3 思春期保健対策の充実	54
施策4 小児医療の充実	54
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	55
施策1 次代の親の育成	55
施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	56
施策3 家庭や地域の教育力の向上	58
施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	60
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	61
施策1 良質な住宅の確保	61
施策2 良好な居住環境の確保	61
施策3 安全な道路交通環境の整備	62
施策4 安心して外出できる環境の整備	62
施策5 安全・安心なまちづくりの推進等	63
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	64
施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	64
施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	65

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保.....	67
施策1 子ども交通安全を確保するための活動の推進.....	67
施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	68
施策3 被害に遭った子どもの保護の推進.....	68
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	69
施策1 児童虐待防止対策の充実.....	69
施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進.....	70
施策3 障害児施策の実施.....	71
第5章 子ども・子育て支援事業の展開.....	75
1 教育・保育事業等の提供区域.....	75
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	76
(1) 推計の手順.....	76
(2) 子ども人口の推計.....	77
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	78
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みおよび確保の状況.....	79
(1) 施設型事業.....	79
(2) 地域型保育事業.....	81
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の状況.....	83
(1) 相談支援事業.....	83
(2) 訪問系事業.....	85
(3) 通所系事業.....	87
(4) その他事業.....	91
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	93
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	93
(2) 新・放課後子ども総合プランの推進.....	96
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	96
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	96
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	96
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	97
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	97
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に 関する事項	97

第6章 計画の推進・評価体制	101
1 計画の推進体制	101
2 計画の公表および周知.....	101
3 計画の評価と進行管理.....	101
資料編	105
1 幼児教育・保育の無償化について	105
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	105
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	105
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	106
2 蓬田村 子ども・子育て会議条例	108
(1) 設置要綱.....	108

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフおよび表における記載は西暦表記としております。

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

蓬田村（以降「本村」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て新システム関連3法」の制定を受け、村民の子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握し、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ上で、「蓬田村子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第一期計画」という。）を策定し、「蓬田村次世代育成支援行動計画（後期計画）」をさらに推進した支援施策として、2015（平成27）年度より5か年計画で、乳幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業等を計画的に実施してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく進行し、子どもの貧困問題も表面化したことから、さらなる対策が求められ、国は、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表するとともに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じました。これらにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本村では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画等の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、本村の子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保および提供体制の充実を盛り込んだ「蓬田村第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

この本計画をもとに、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法による関連する諸制度の施策と連携しながら、村内に居住する障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。

2 計画の位置づけ

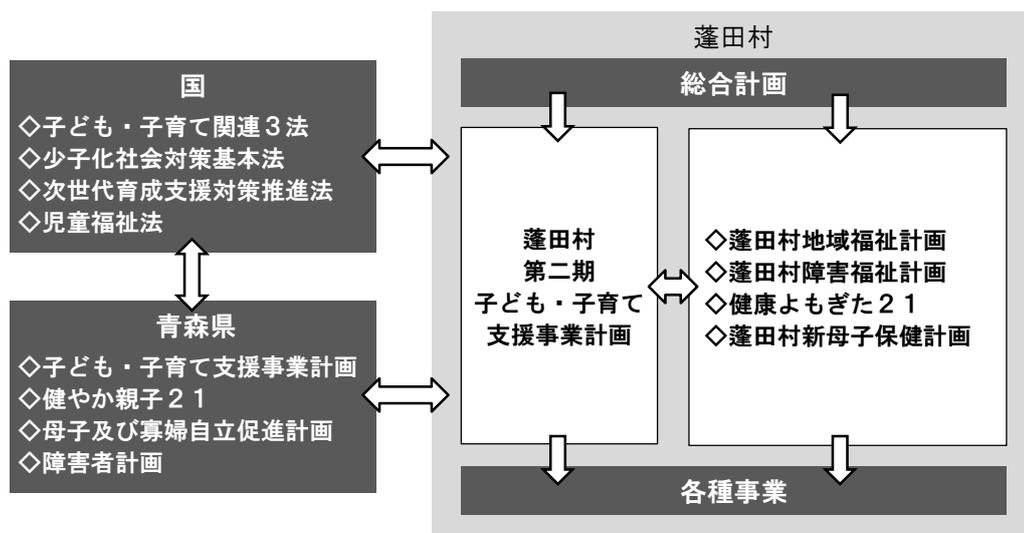
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本村が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進します。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画の「蓬田村新総合計画」をはじめ、関連する「蓬田村地域福祉計画」「蓬田村障害福祉計画」「健康よもぎた21」「蓬田村新母子保健計画」との整合性を図りました。

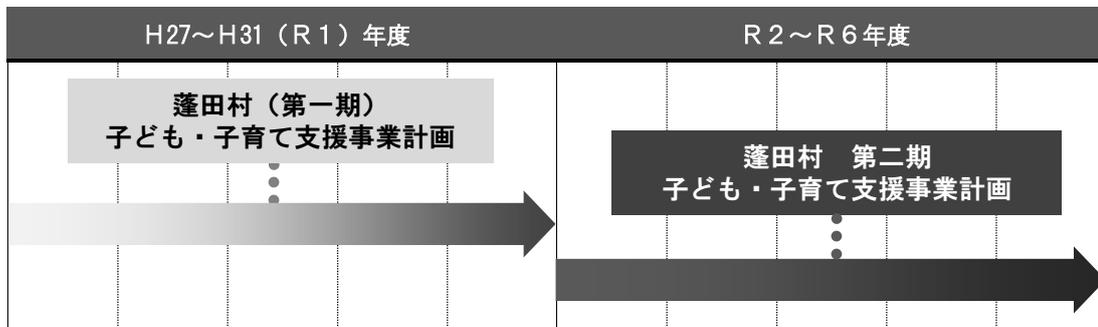
■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道

府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望又は保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

6 計画の策定体制と村民意見の反映

本村の関係団体代表などから構成される「蓬田村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、村民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、村民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署および県と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第 2 章

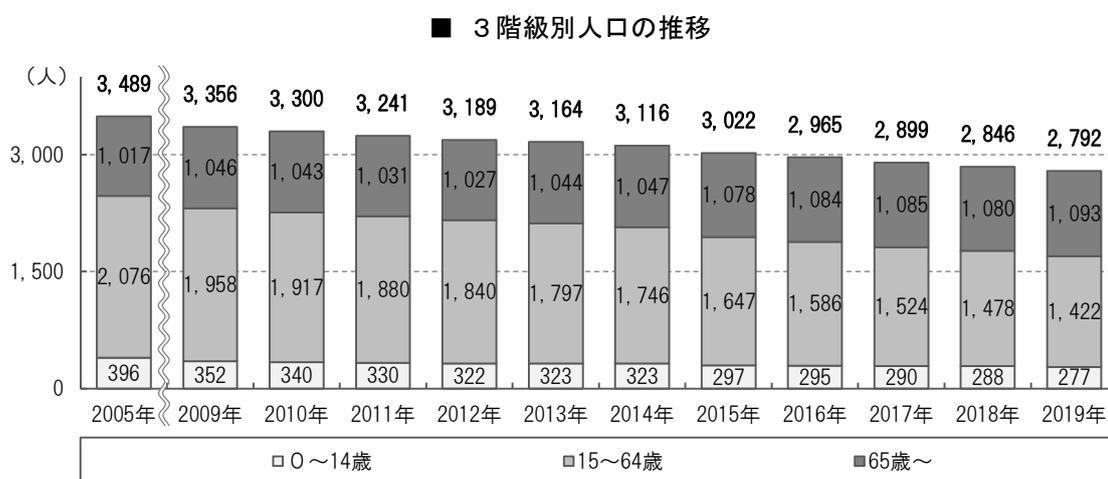
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本村における人口と子ども人口の状況

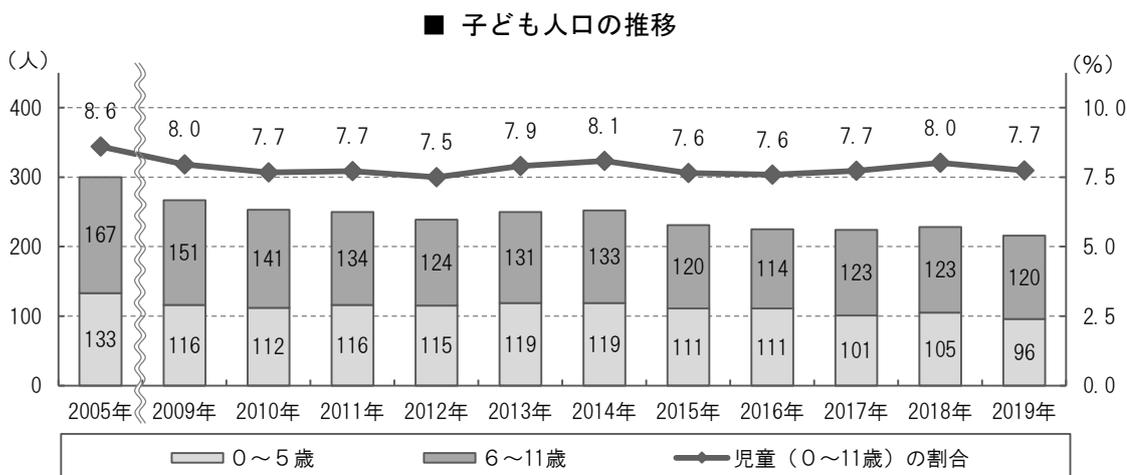
(1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は2005（平成17）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2013（平成25）年以降老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は2005（平成17）年以降減少を続けています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

総人口に対する児童（0～11歳）の割合は横ばいとなっているものの、児童数は減少傾向にあります。

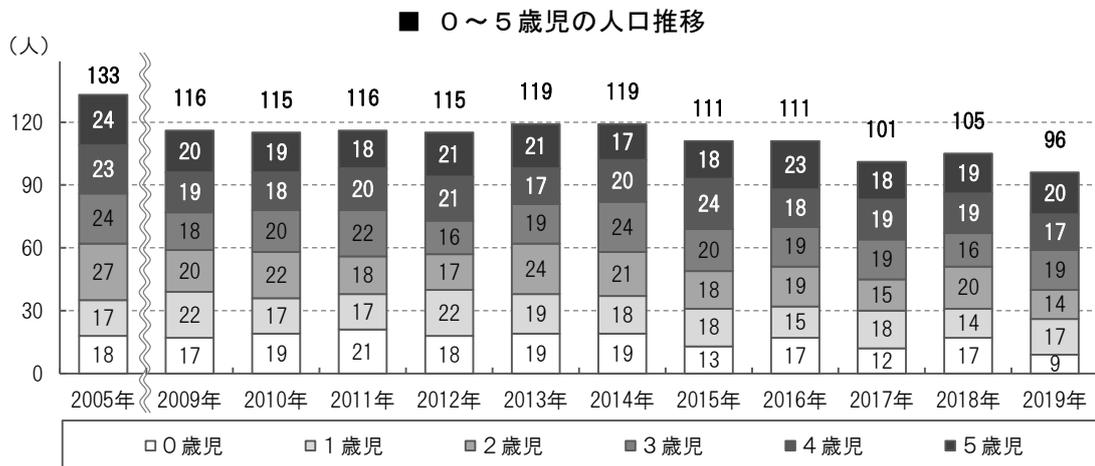


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳児）の1歳ごとの人口推移をみると、2015（平成27）年から減少傾向で推移し、全体では2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけて20人（17.2%減）減少しています。

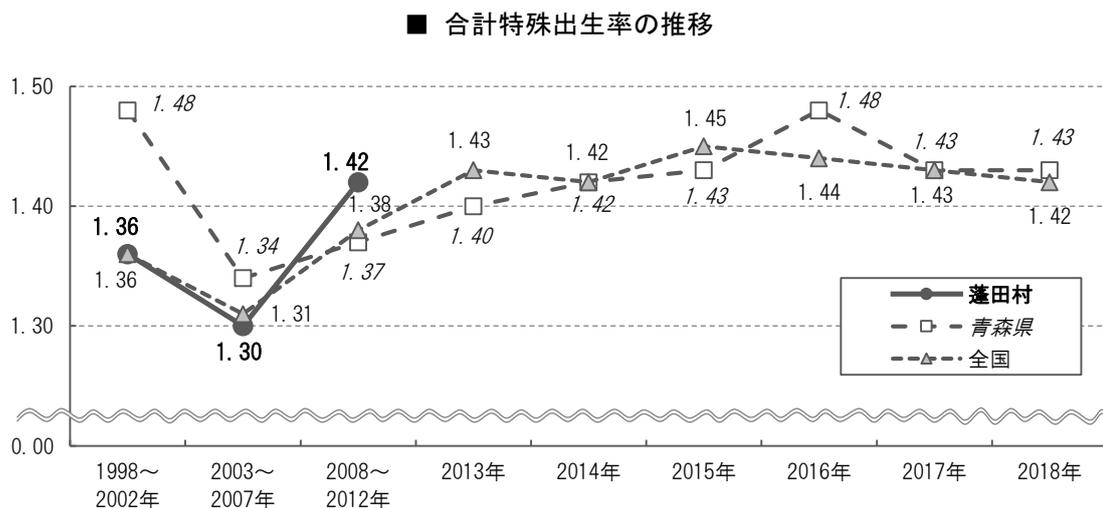
このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・青森県ともに2013（平成25）年以降、増減はあるものの、1.4台で推移しています。



資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

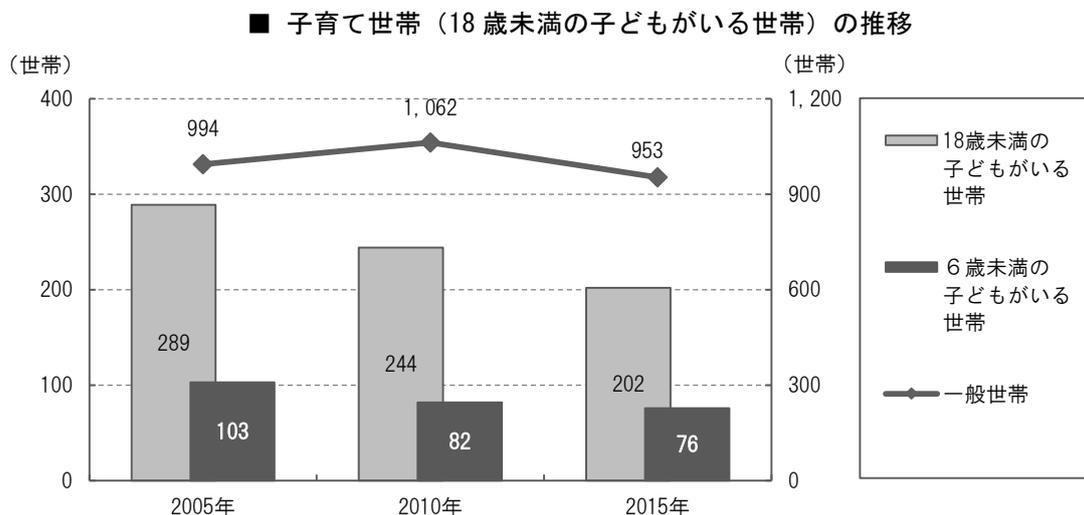
※合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数です。

※2013年以降の村の数値は公表されていません。

2 子育て世帯の状況

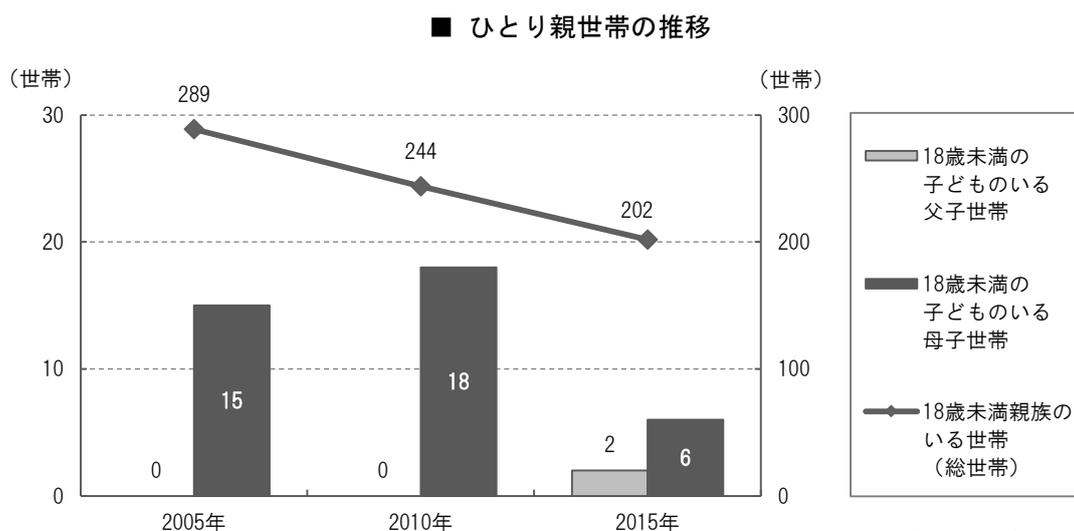
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数が大きく減少しているなか、18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移はこの傾向とは異なり、母子世帯は2005（平成17）年から2010（平成22）年では増加し、2015（平成27）年は減少しています。また、父子世帯は2010（平成22）年まで0世帯でしたが、2015（平成27）年は2世帯となっています。



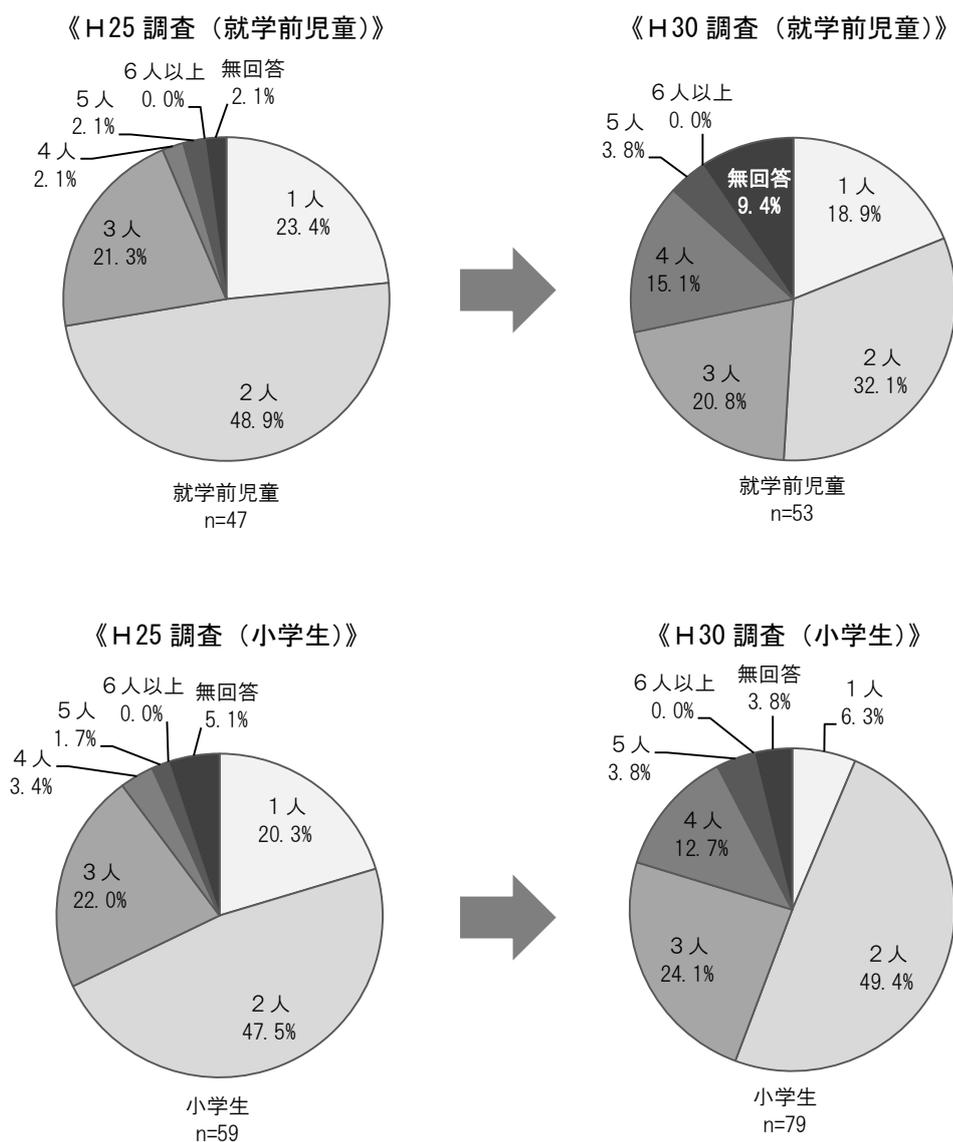
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯は「2人」、「3人」、「1人」の順、小学生の世帯は「2人」、「3人」、「4人」の順となっています。

前回調査(H25)と比較すると、子どもが「3人」以上の世帯が就学前児童で14.2^{ポイント}、小学生で13.5^{ポイント}高くなり、多子世帯が増えている状況がうかがえます。

■ 子育て世帯の子ども人数

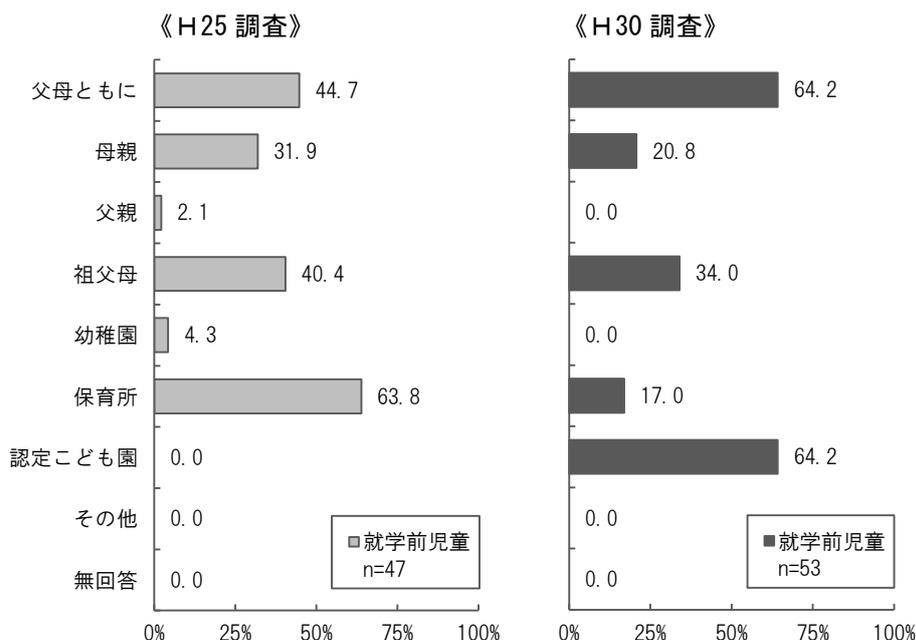


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」、「認定こども園」（各64.2%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、2015（平成27）年度に村内の保育所が認定こども園に移行したこともあり、「認定こども園」をあげた割合は0.0%から64.2%と大きく変化しています。一方で「保育所」は63.8%から17.0%と46.8^{ポイント}低くなっています。

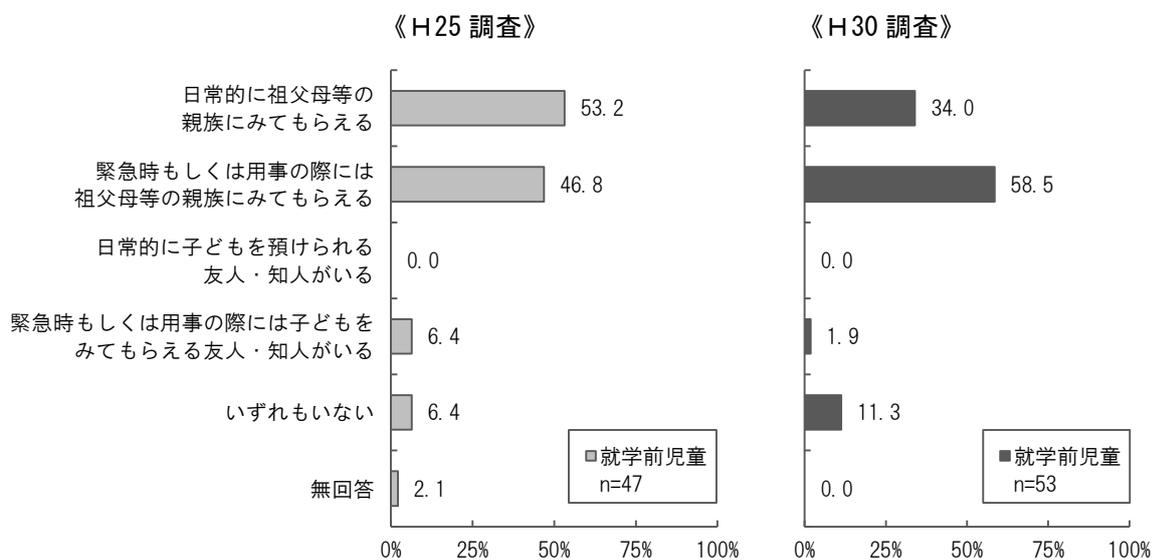
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査（H25）の6.4%から今回調査（H30）は11.3%と4.9^{ポイント}高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況

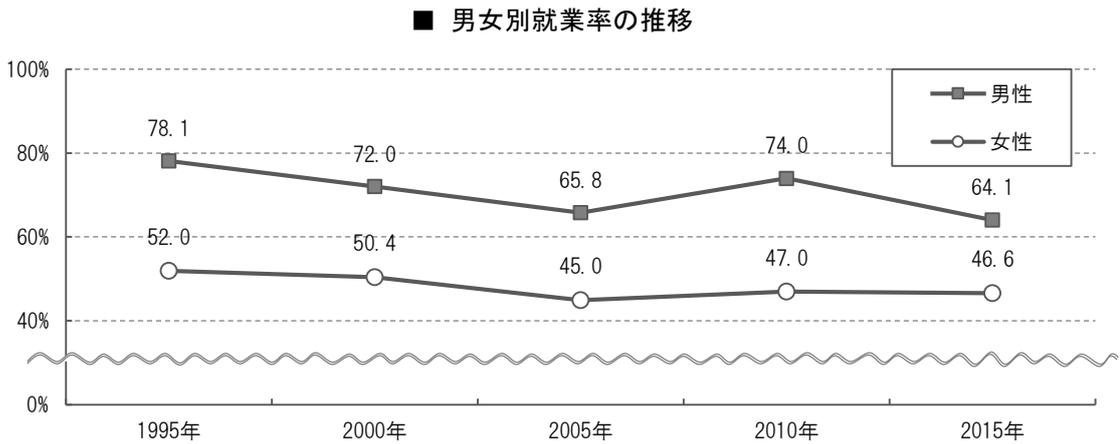


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

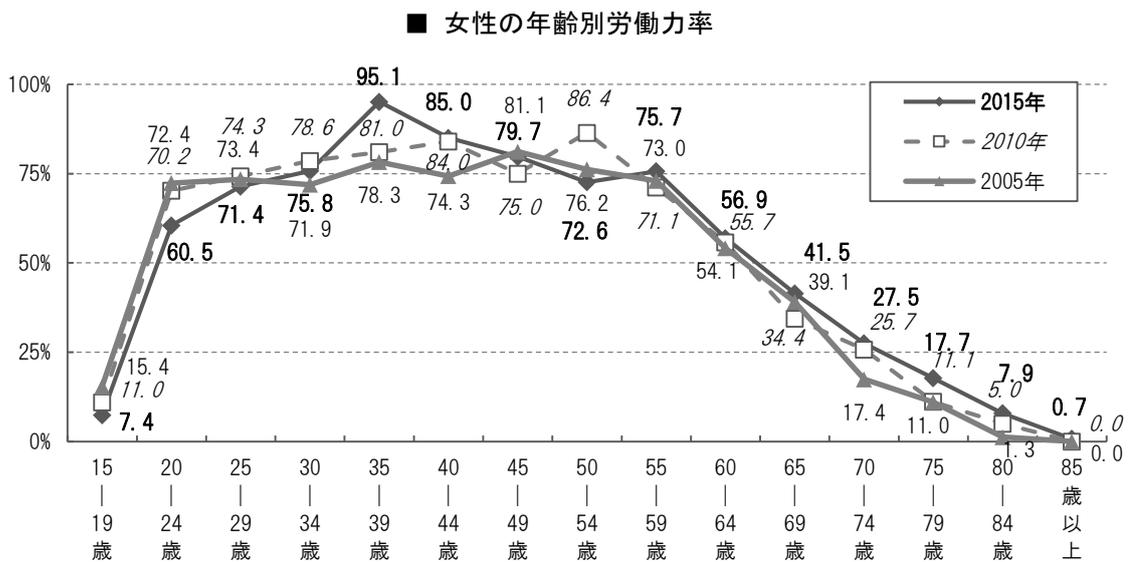
(1) 本村の就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、男女ともに1995（平成7）年から2005（平成17）年にかけて低下し、男性は2010（平成22）年の一度上昇するものの2015（平成27）年には低下、女性は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは本村ではほとんど現れず、特に2015（平成27）年は通常低い傾向にある35～39歳でも95.1%と高くなっています。

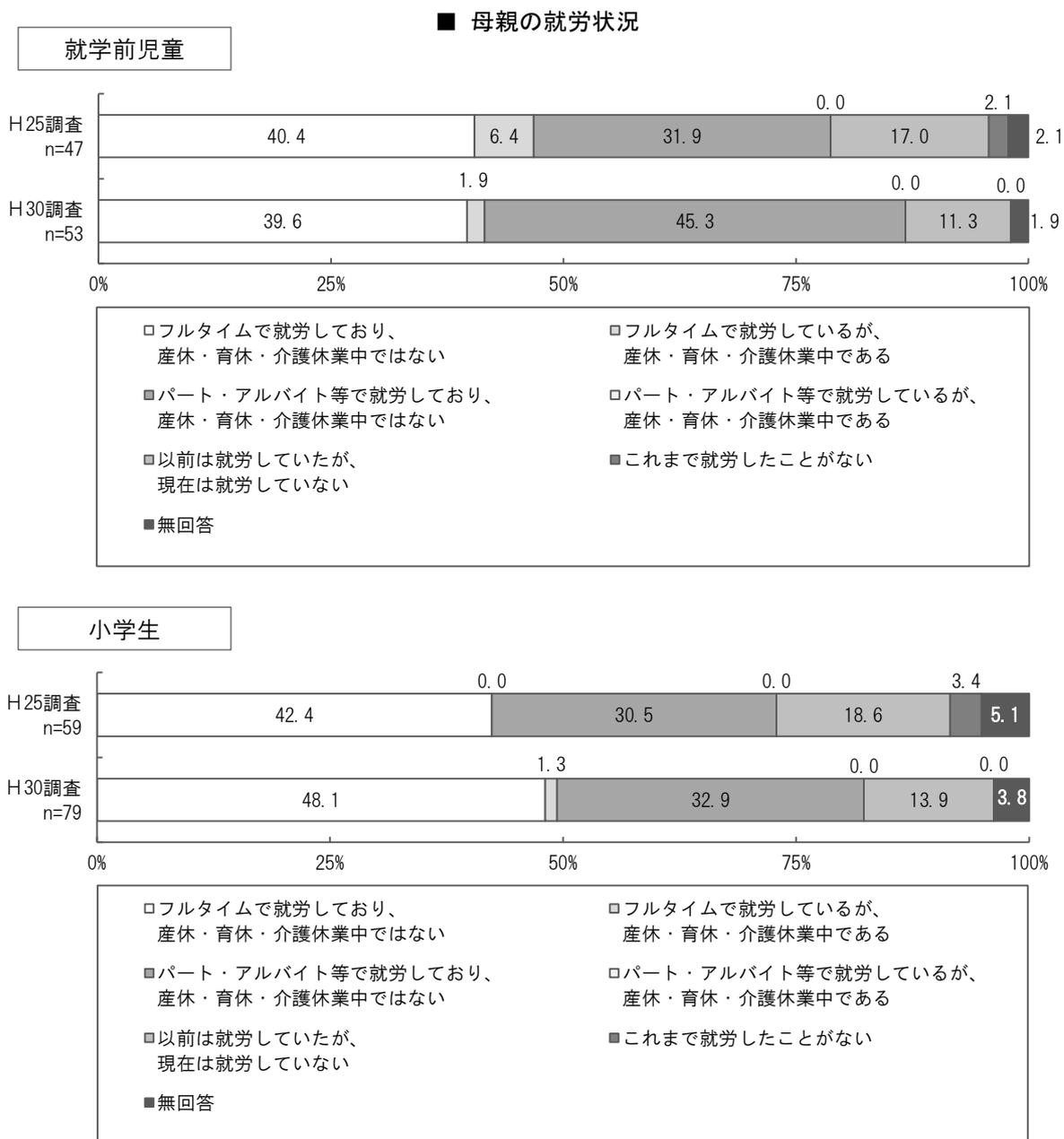


資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で86.8%、小学生で82.3%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で1.9%、小学生では1.3%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では8.1^{ポイント}、小学生では9.4^{ポイント}高くなっています。

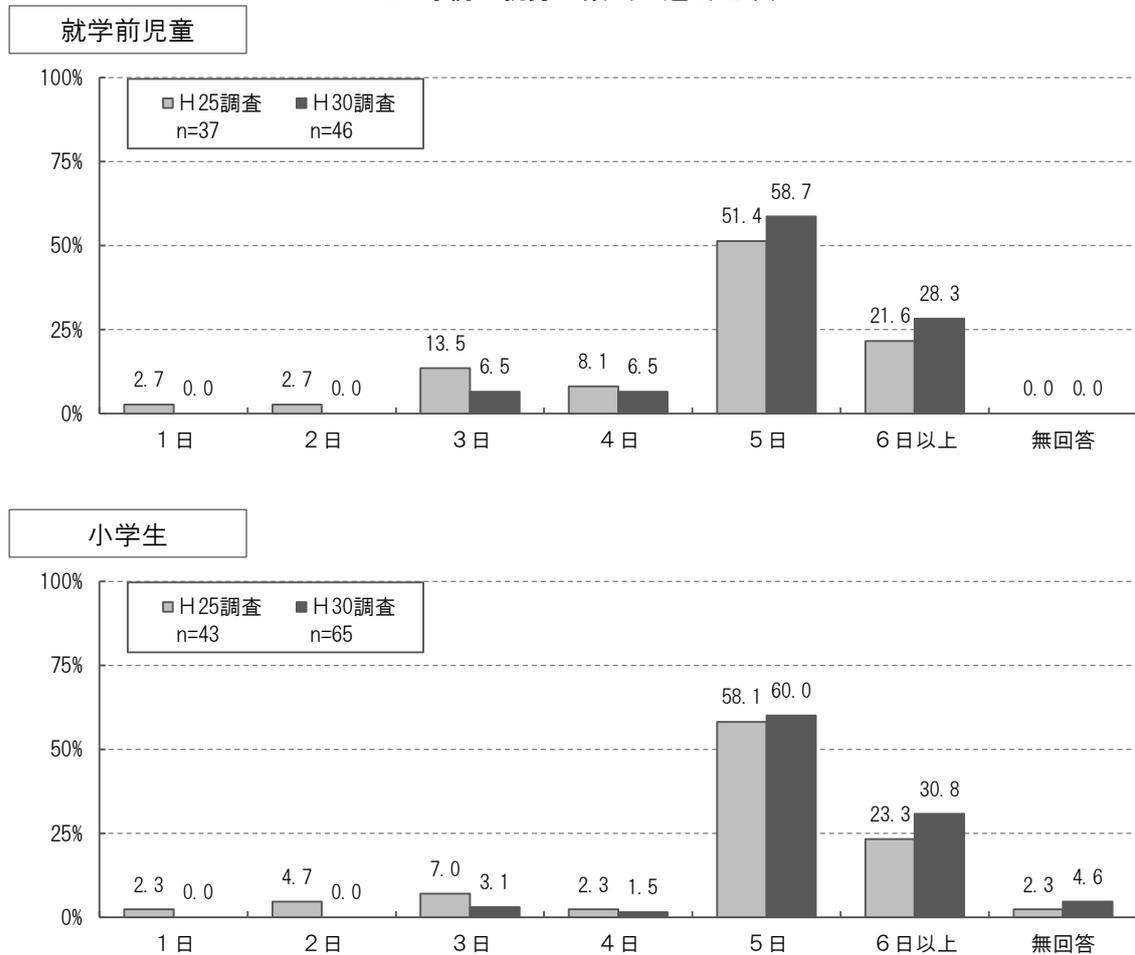


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(58.7%・60.0%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前児童・小学生ともに「1日」から「4日」と回答した割合は低くなっているものの、「5日」「6日以上」では高くなっています。

■ 母親の就労日数(1週当たり)

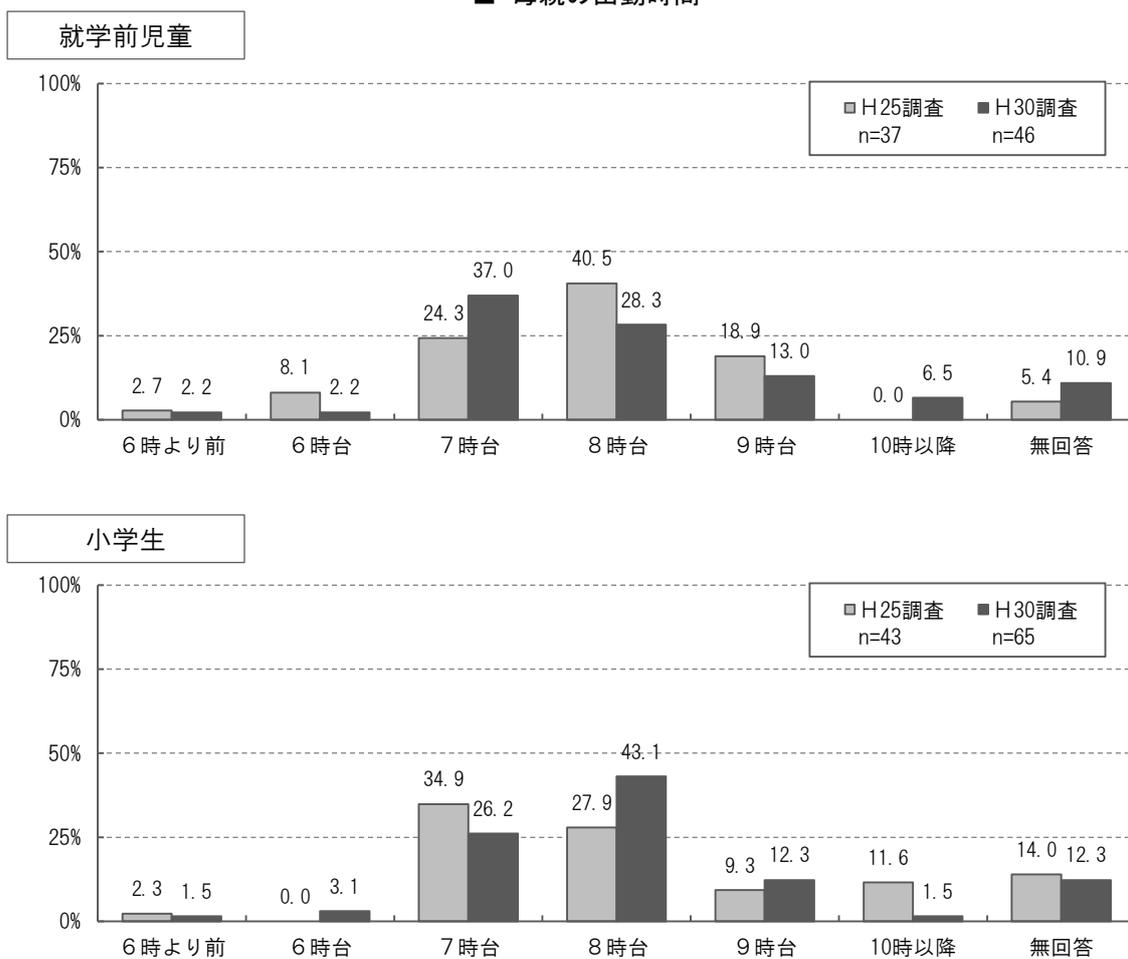


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童では「7時台」（37.0％）の割合が最も高く、次いで「8時台」（28.3％）、小学生では「8時台」（43.1％）の割合が最も高く、次いで「7時台」（26.2％）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「7時台」に出勤する母親の割合が高くなった一方、「8時台」の出勤割合は低くなっています。また、小学生では「7時台」に出勤する母親の割合が低くなり、「8時台」の出勤割合が高く、就学前児童とは逆の傾向となっています。

■ 母親の出勤時間

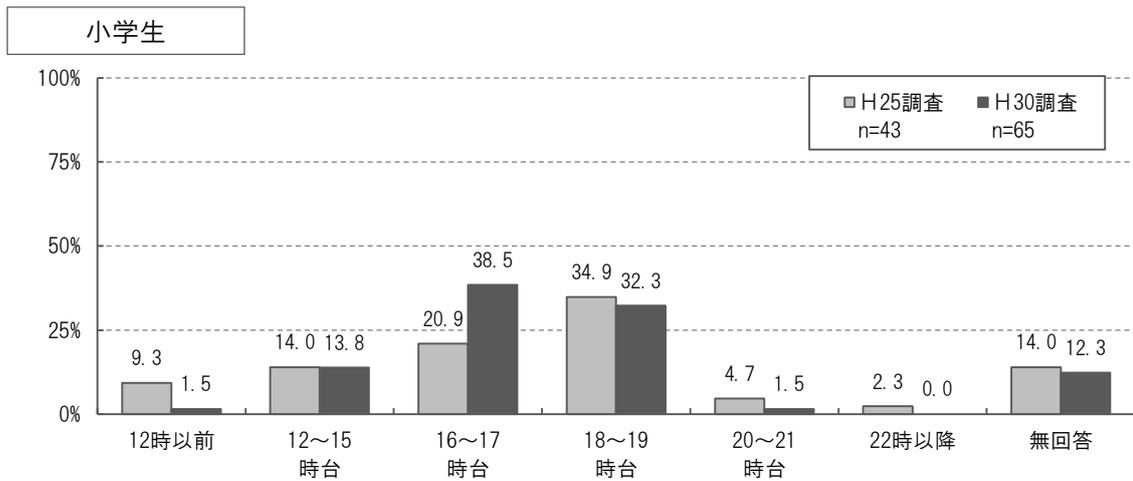
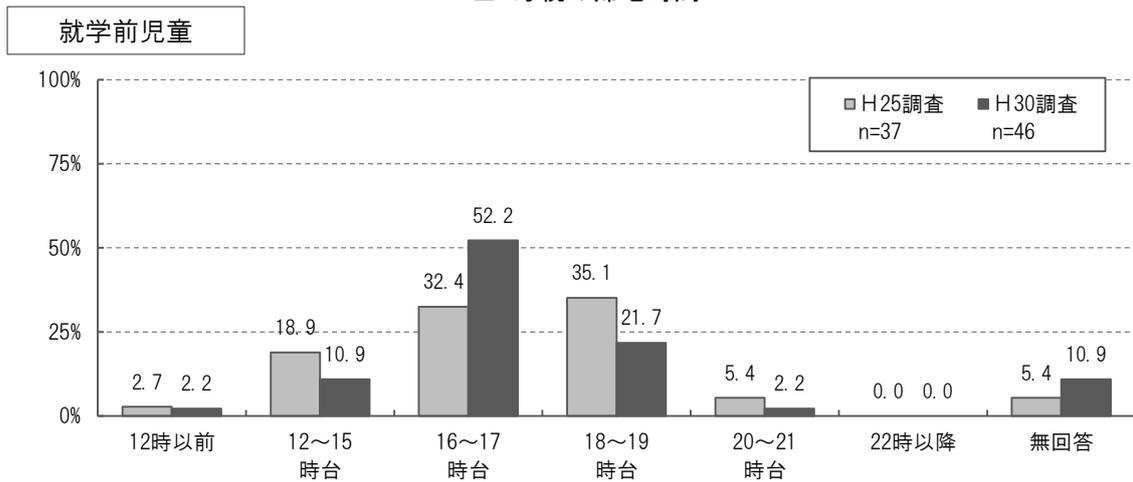


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（52.2%・38.5%）、の割合が最も高く、次いで「18～19時台」（21.7%・32.3%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」以外の時間帯に帰宅する母親の割合は低くなり、「16～17時台」の帰宅が17.0ポイント以上高くなっています。

■ 母親の帰宅時間

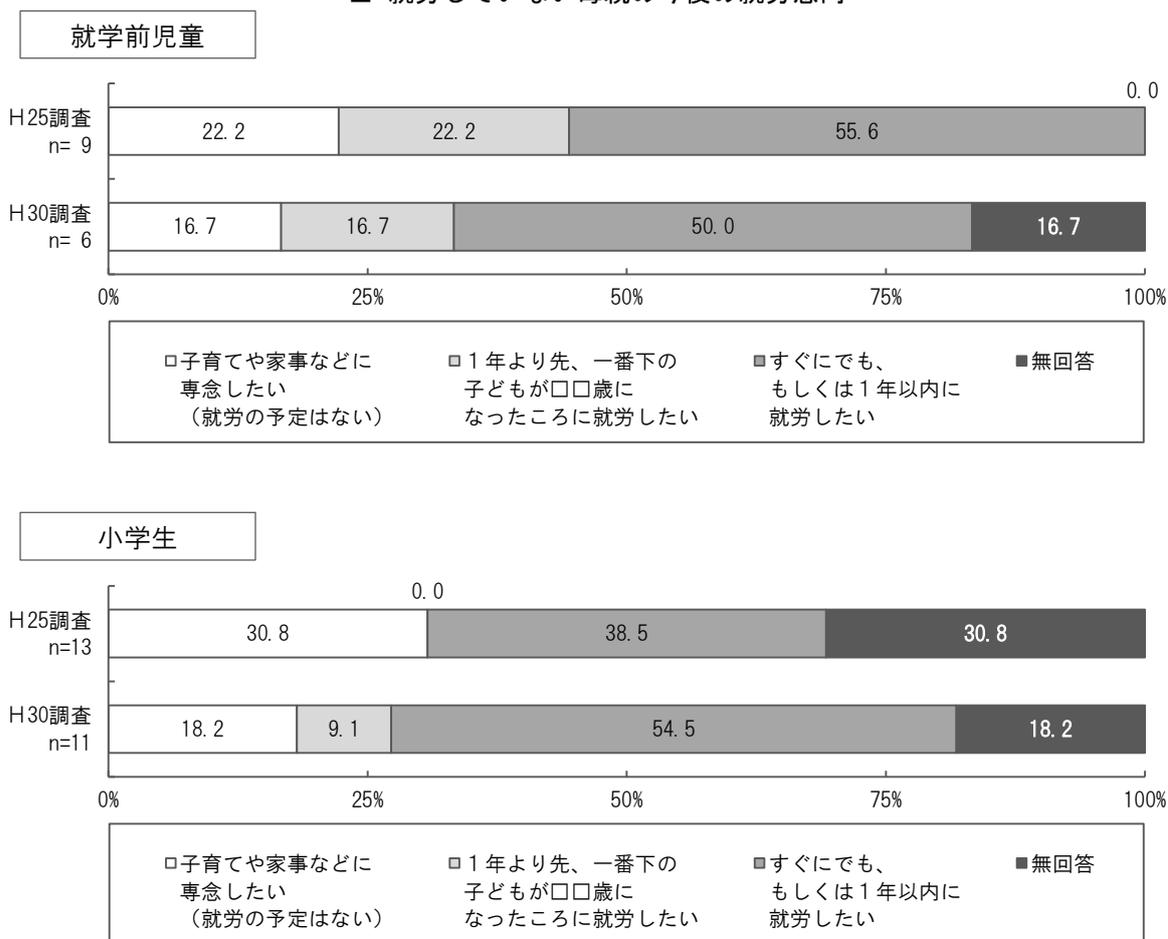


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童・小学生ともに「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」（50.0%・54.5%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」母親は、就学前児童では5.6ポイント低く、小学生では16.0ポイント高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



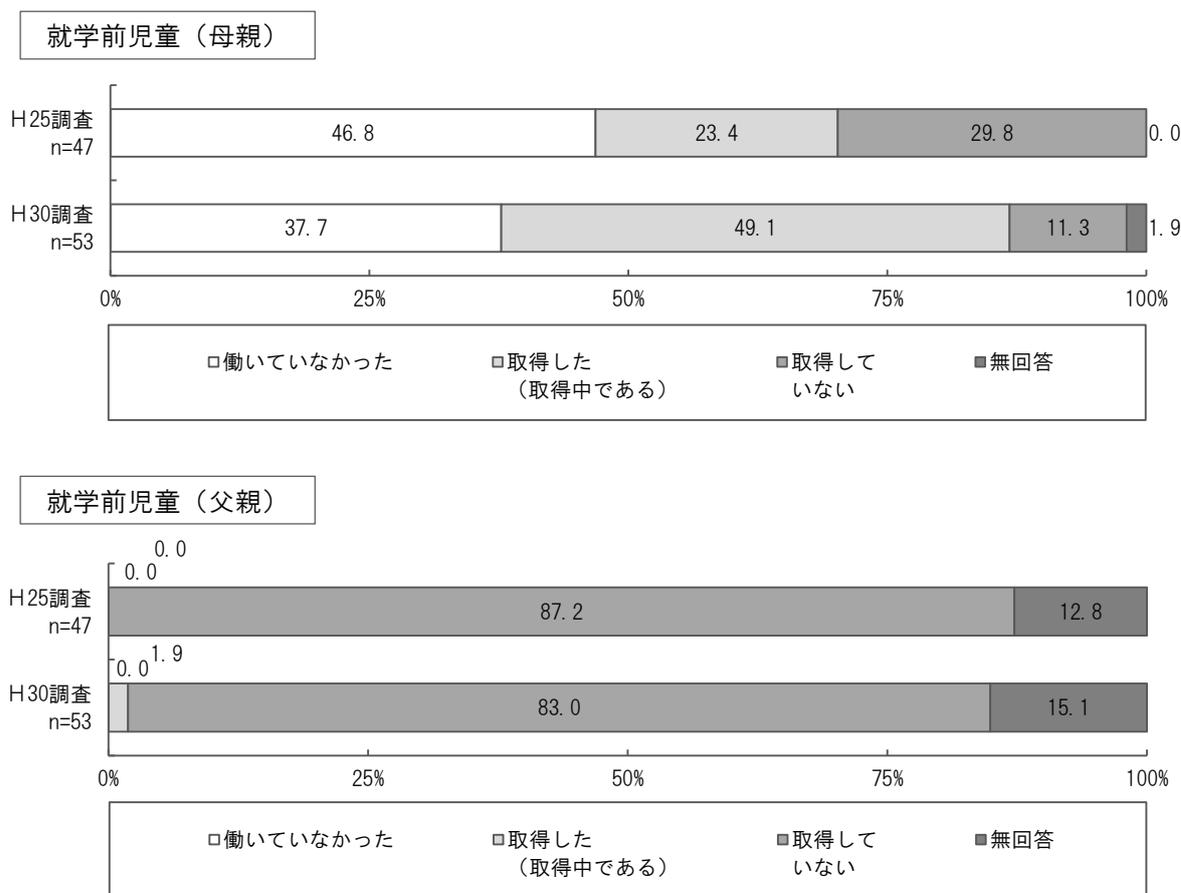
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は49.1%、一方、父親は1.9%となっています。また、「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者における育児休業の取得割合をみると、母親は78.8%、父親は1.9%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就労者における育児休業の取得割合は、母親では34.8^{ポイント}、父親は1.9^{ポイント}高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

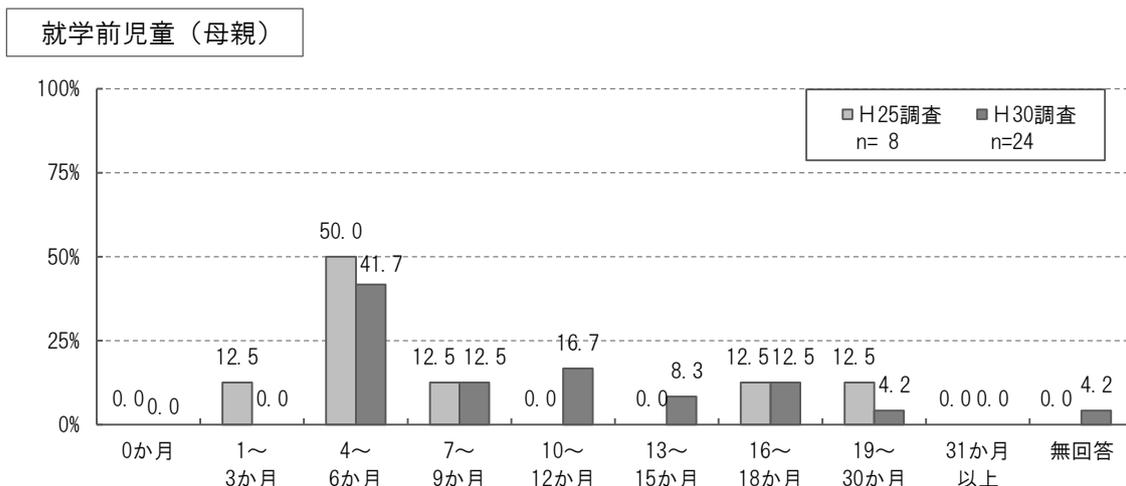
【参考資料】

	H25 調査		H30 調査	
	母親	父親	母親	父親
取得した(取得中である)と回答した人数	11人	0人	26人	1人
就労者(「働いていなかった」の回答者を除く)における育児休業取得割合	44.0%	0.0%	78.8%	1.9%

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「4～6か月」(41.7%)の割合が最も高く、次いで「10～12か月」(16.7%)、「7～9か月」「16～18か月」(各12.5%)となっています。

前回調査(H25)との比較をみると、「10か月」以上での割合が高い傾向にあります。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢

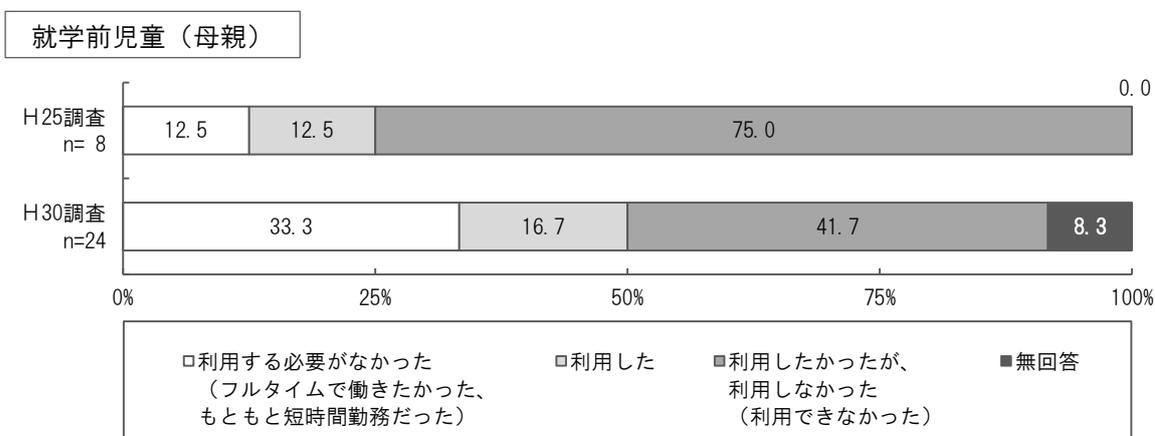


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は16.7%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、「利用した」割合は4.2ポイント高くなり、また、「利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」母親の割合は33.3ポイント低くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は83.0%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が97.7%、「認可保育所」が2.3%となっています。また、利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認定こども園」が94.3%、「認可保育所」が17.0%、「幼稚園」が13.2%となり、「認定こども園」では実際の利用と希望に乖離はない状況です。

前回調査（H25）との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は12.8ポイント高くなっています。また、利用している教育・保育事業は「認可保育所」や「幼稚園」から「認定こども園」に移行しています。

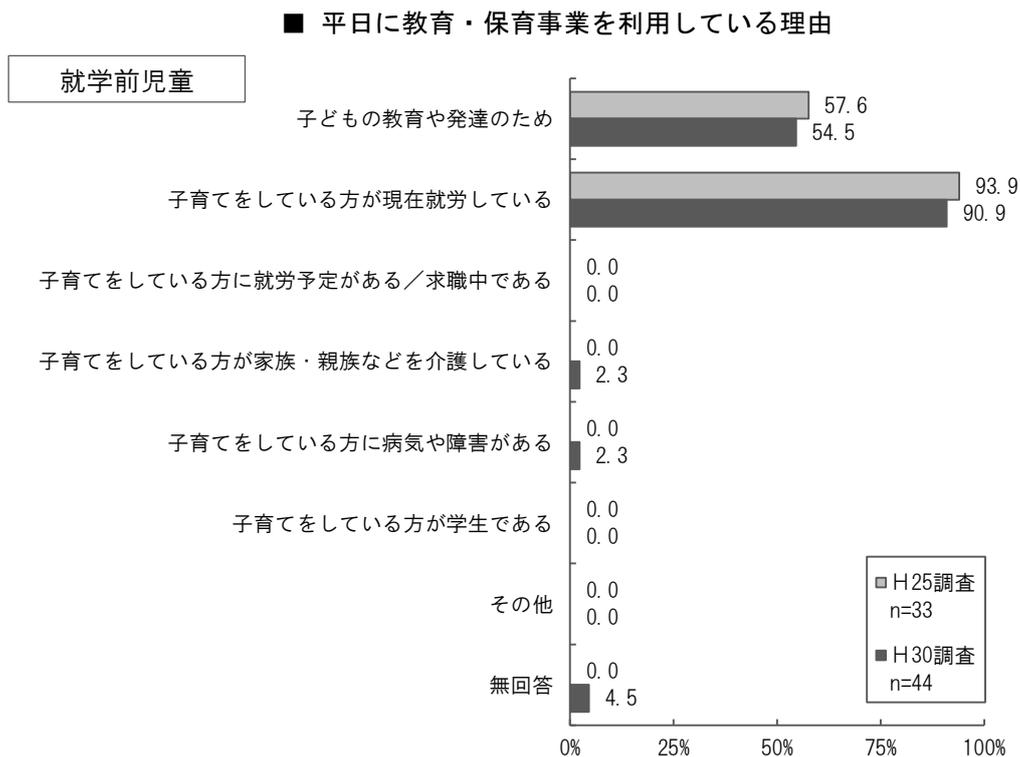


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(90.9%)割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(54.5%)となっています。

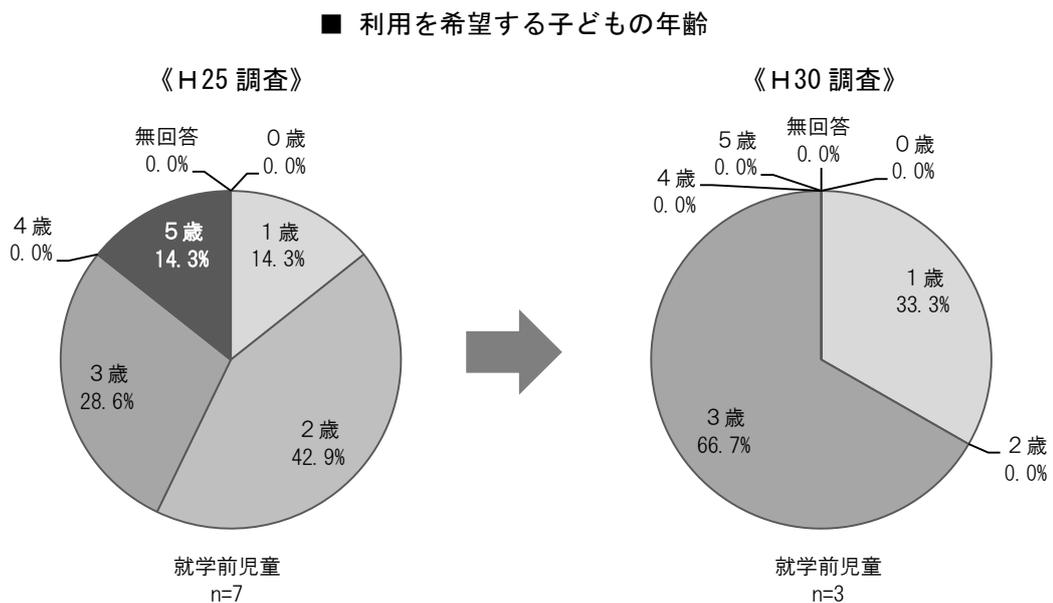
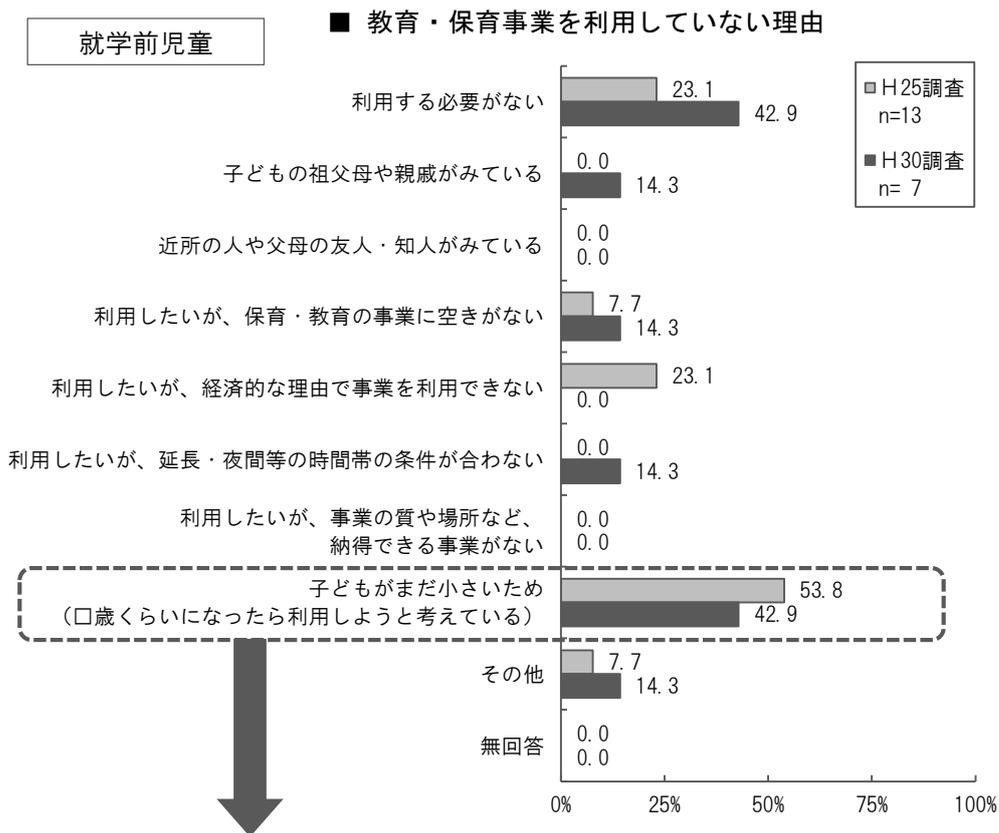
前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、3.0^{ポイント}低くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」（各42.9%）の割合が最も高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち66.7%は、「3歳」での利用を希望しています。

前回調査（H25）との比較をみると、利用意向はあるが利用していない理由として、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」「利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」の割合は高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

蓬田村子ども・子育て支援事業計画は、8つの基本目標と28施策194事業により構成され、その結果として「目標達成」139事業(71.6%)、「推進できた」16事業(8.2%)、「実施中である」14事業(7.2%)、「実施したが見直しが必要」1事業(0.5%)、「未実施」24事業(12.4%)という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	194	139	16	14	1	24
基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実	52	31	2	8	1	10
施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実	15	7	0	5	0	3
施策(2) 保育サービスの充実	10	9	0	1	0	0
施策(3) 子育て支援のネットワークづくり	2	1	0	1	0	0
施策(4) 児童の健全育成	22	12	2	1	1	6
施策(5) その他	3	2	0	0	0	1
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	32	29	0	2	0	1
施策(1) 子どもや母親の健康の確保	18	18	0	0	0	0
施策(2) 食育等の推進	6	6	0	0	0	0
施策(3) 思春期保健対策の充実	5	5	0	0	0	0
施策(4) 小児医療の充実	3	0	0	2	0	1
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	44	33	1	0	0	10
施策(1) 次代の親の育成	5	3	0	0	0	2
施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	24	18	1	0	0	5
施策(3) 家庭や地域の教育力の向上	9	9	0	0	0	0
施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	6	3	0	0	0	3
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	12	5	7	0	0	0
施策(1) 良質な住宅の確保	2	0	2	0	0	0
施策(2) 良好な居住環境の確保	2	1	1	0	0	0
施策(3) 安全な道路交通環境の整備	2	1	1	0	0	0
施策(4) 安心して外出できる環境の整備	4	1	3	0	0	0
施策(5) 安全・安心なまちづくりの推進等	2	2	0	0	0	0

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	23	10	6	4	0	3
施策(1)多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	12	3	6	2	0	1
施策(2)仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	11	7	0	2	0	2
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	9	9	0	0	0	0
施策(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	3	0	0	0	0
施策(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	5	5	0	0	0	0
施策(3)被害に遭った子どもの保護の推進	1	1	0	0	0	0
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	22	22	0	0	0	0
施策(1)児童虐待防止対策の充実	5	5	0	0	0	0
施策(2)ひとり親家庭などの自立支援の推進	6	6	0	0	0	0
施策(3)障害児施策の実施	11	11	0	0	0	0
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	—	—	—	—	—	—
施策(1)多様な就労の場の確保と就労の支援	—	—	—	—	—	—
施策(2)行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	—	—	—	—	—	—

6 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「蓬田村第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は83.0%、利用していない保護者は13.2%となっています。また、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童が86.8%、小学生が82.3%となっています。2013（平成25）年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で8.1^{ポイ}、小学生で9.4^{ポイ}高くなっています。幼児教育・保育の無償化の影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業量の確保が必要となります。保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の子育てに関して約9割が周囲の協力者が得られていますが、そのうち3割以上の保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」といった回答や日常のおよび緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者も1割程度いると回答がありました。

子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者も4%弱となっており、子育て世代包括支援センターなどでの包括的な相談体制を整備していく必要があります。

課題3 子育てしやすいむらづくりへの推進

本村の子育て環境や支援に対する就学前児童保護者の満足度をみると、「ふつう」（41.5%）、「やや満足」（15.1%）、「満足」（11.3%）の計が約7割となり、保護者から概ねの評価が得られている状況です。また、小学生保護者でも、「ふつう」、「やや満足」、「満足」の計が約6割（56.9%）となり、前者より低いものの保護者からの概ね評価が得られている状況です。以上の結果から、子育て環境や支援に対して両保護者からは概ね評価されているものの、さらなる評価を引き上げるためには子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みを行うことが必要です。



課題4 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(54.7%)、「保険料免除」(32.1%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得又は取得中の母親は78.8%、父親は1.9%となっています。また、2013(平成25)年度の前回調査と比較すると、母親は34.8^{ポイント}増加し、父親は1.9^{ポイント}の微増に留まっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は16.7%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「職場に短時間勤務制度がなかった」となっています。

以上の結果から、母親の育児休業の取得割合は高くなっているものの、父親の取得割合は現状維持の状況となっています。母親の育児休業期間では、都市部に比べて短い傾向にあるため、企業などに対して理解を求める取り組みが必要となります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化が進み、家庭や地域で子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、子育てへの支援および地域の人々のふれあいがより一層重要になると考えます。

村では、住民のニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援の提供、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮し、関係機関との連携を強化して施策の推進を図ります。

また、第一期計画の基本理念を継承し、世代間交流等地域ぐるみの活動を促進することによって「健やかでふれあいのある村」の実現を目指します。

《基本理念》

健やかでふれあいのある村



2 計画の基本目標

本計画では基本理念の実現をより確かなものとするため、村に最もふさわしい対策を取り入れた以下の7項目を基本目標として共生社会を目指すことを意識し、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に展開します。

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの確保、情報提供体制の整備、児童の健全育成事業など子どもの成長と子育てを支援します。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健事業との連携を図ることで、親子の健康の確保および増進を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるように家庭・学校・地域が連携し、各種事業を実施していきます。

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが良好な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、安全な道路の整備、親子が安心して外出できる環境づくりなど、安全・安心な生活環境の整備を進めます。

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

子育てと仕事の両立ができるように、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を図り、企業などにも地域の一員として子育てについての理解と協力を働きかけていきます。

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

事故や犯罪被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら、安心して生活できる地域づくりに努めます。

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

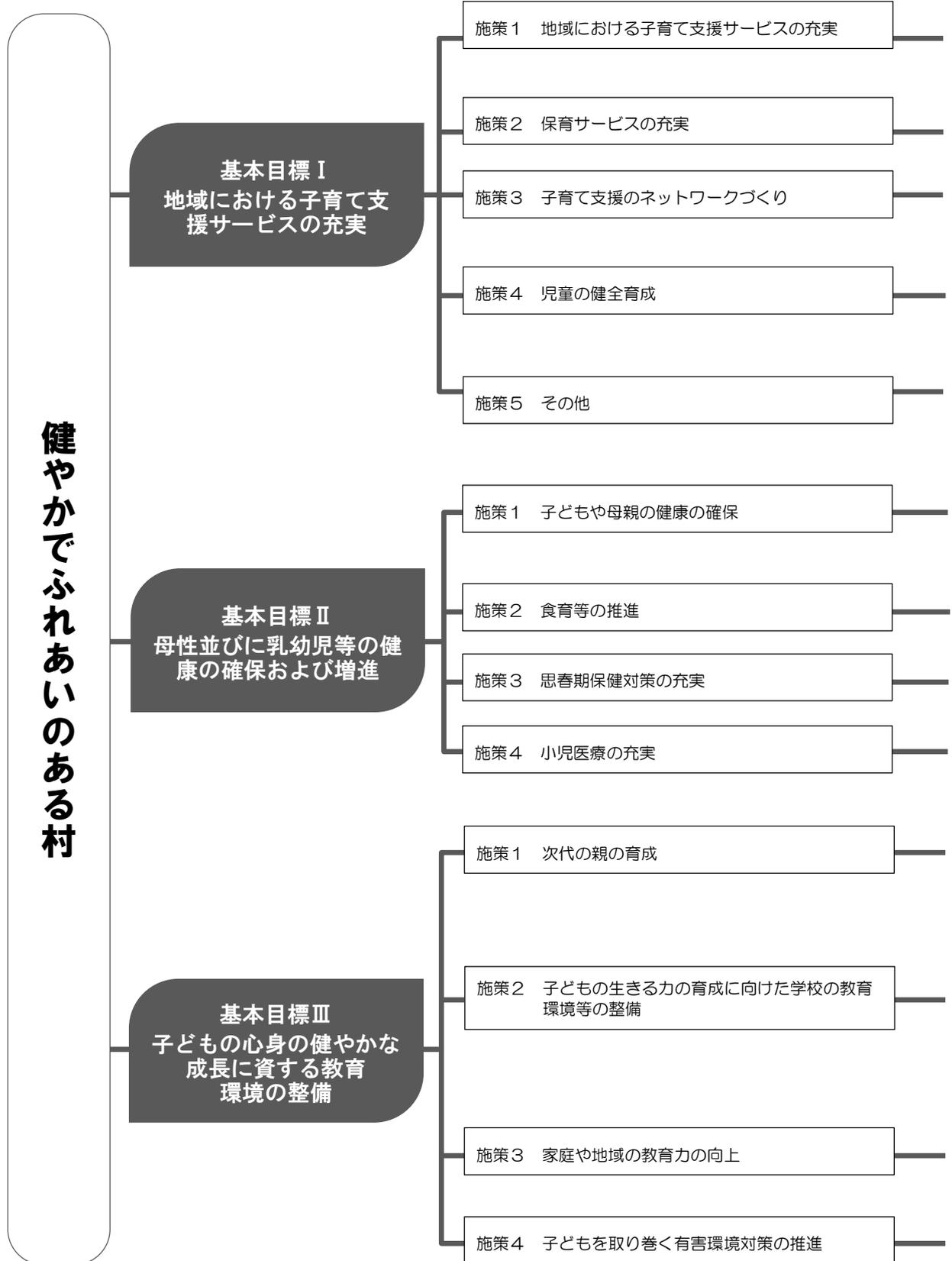
虐待は子どもに対する重大な侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題であるため、家庭・地域・学校をはじめ、様々な関係機関と情報共有を図り、発生予防からきめ細かい支援に努めます。

3 施策の体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策】



【取組事業】

- ①ファミリー・サポート・センター事業の検討 ②子育てサークル支援事業 ③子どもの生活相談の充実
④放課後児童健全育成事業の推進 ⑤一時預かり（一時保育）事業の推進 ⑥病児・病後児保育事業の検討
⑦地域子育て支援拠点事業の検討 ⑧子育てサポートセンターの推進 ⑨子育て相談（保育所）の推進 ⑩家庭児童相談の充実
- ①通常保育事業の推進 ②延長保育事業の推進 ③乳児保育事業の推進 ④障害児保育事業の推進
⑤一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】 ⑥保育所地域活動事業の推進 ⑦保育サービス評価事業の導入検討
⑧村内保育施設の推進 ⑨保育料の引き下げ
- ①少子対策・子育て支援総合資料の作成および情報提供 ②少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催
- ①学校施設開放の促進 ②ふるさと総合センターの充実 ③スポーツスクール・教室の開催 ④農業体験活動事業
⑤保育所の園庭開放の推進 ⑥児童手当の支給 ⑦就学援助費の支給 ⑧就学奨励金の貸与 ⑨健全育成に関する啓発
⑩地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進 ⑪「子ども110番の家」の推進 ⑫読み聞かせボランティアグループの育成と組織化
⑬小学校・保育所・子育てサークル等での読み聞かせの充実 ⑭小・中学校、保育所等への団体貸出の推進
⑮学校図書館の充実と公共図書館との連携強化 ⑯乳幼児教室・健診における読み聞かせの充実
- ①余裕教室の開放 ②高齢者と子どもの交流イベントの開催 ③村内ふれあい交流活動
- ①母子健康手帳の交付と妊婦保健指導 ②乳幼児相談の充実 ③乳幼児訪問指導の充実 ④妊婦一般健康診査の実施（委託）
⑤乳児一般健康診査の実施（委託） ⑥乳児健康診査の実施 ⑦1歳6か月児健康診査の実施 ⑧2歳児健康診査の実施 ⑨3歳児健
康診査の実施 ⑩事故防止の啓発 ⑪乳幼児・児童医療費の支給 ⑫予防接種の実施 ⑬子育て支援拠点事業の基盤整備 ⑭妊婦・産
婦訪問指導 ⑮新生児訪問指導 ⑯1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科検診の実施 ⑰フッ化物歯面塗布の実施 ⑱むし歯予防教室
- ①保育所における食育教育 ②離乳食教室 ③幼児育児教室 ④1歳6か月児、2歳児、3歳児における栄養指導 ⑤乳幼児相談にお
ける栄養相談 ⑥妊婦保健指導
- ①思春期健康教育・保健相談の推進 ②喫煙防止対策の推進 ③正しい性知識の普及 ④薬物乱用防止教育の推進 ⑤飲酒についての
正しい知識の普及
- ①医師会との連携強化 ②小児医療に関する情報提供の充実
- ①職場体験の充実 ②赤ちゃんふれあい体験事業 ③保育体験の実施
- 1) **確かな学力の向上** ①基礎を理解する指導計画の改善・充実 ②個々に応じた多様な指導方法の充実 ③英語指導助手（ALT）
の活用 ④外部人材の活用 ⑤道徳教育の時間の確保
2) **豊かな心の育成** ①道徳教育の時間の確保（再掲） ②多様な体験活動の機会の充実 ③社会人活用事業の実施 ④-1 教育相談体制
の充実（来所による定期的な個別の面接相談） ④-2 教育相談体制の充実（電話による相談） ④-3 教育相談体制の充実（スクー
ルカウンセラーの活用）
3) **健やかな体の育成** ①体育授業の充実 ②運動部活動の支援 ③歯科保健対策の推進 ④健やかな体の育成・食育の充実
4) **信頼される学校づくり** ①信頼される学校づくり ②小・中学校PTA連絡協議会への支援
5) **幼児教育の充実** ①保育所と小学校の連携 ②障害児保育事業の推進【再掲】
- 1) **家庭教育への支援の充実** ①子育て家庭教育に関する学習機会の充実 ②子育て相談の充実
2) **地域の教育力の向上** ①学校施設開放の促進【再掲】 ②親子で参加できるイベントの開催 ③子ども会等地域活動の機会の充実
④ジュニアスポーツ活動の支援 ⑤スポーツスクール・教室の開催【再掲】 ⑥自然体験講座の開催 ⑦託児つき講座の開催
- ①健全育成に関する啓発【再掲】 ②地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進【再掲】 ③「子ども110番の家」の推進【再掲】

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

健やかでふれあいのある村

基本目標Ⅳ
子育てを支援する生活
環境の整備

施策1 良質な住宅の確保

施策2 良好な居住環境の確保

施策3 安全な道路交通環境の整備

施策4 安心して外出できる環境の整備

施策5 安全・安心なまちづくりの推進等

基本目標Ⅴ
職業生活と家庭生活との
両立の推進等

施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた
働き方の見直し等

施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

基本目標Ⅵ
子ども等の安全確保

施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の
推進

施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の
推進

施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標Ⅶ
要保護児童への対応など
きめ細かな取り組みの
推進

施策1 児童虐待防止対策の充実

施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進

施策3 障害児施策の実施

【取組事業】

- ①計画的な公営住宅の建設および建て替え ②宅地供給の促進
- ①公園等の整備 ②シックハウス相談窓口の設置
- ①地域の道路の整備 ②交通安全施設の整備
- 1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 ①建築物のバリアフリー化
2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ①ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保およびおむつ交換台の設置 ②授乳スペースの確保
3) 子育て世帯への情報提供 ①バリアフリー情報の提供
- ①防犯灯の設置 ②防犯グッズの周知啓発
- ①男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力 ②仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力
③再就職準備セミナーの開催協力 ④労働相談・職業相談の開催協力 ⑤ハローワーク等関係機関との連携
⑥仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供 ⑦男女共同参画社会の必要性の啓発
⑧放課後児童健全育成事業の推進【再掲】 ⑨一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】
- ①放課後児童健全育成事業の推進【再掲】 ②一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】 ③通常保育事業の推進【再掲】
④延長保育事業の推進【再掲】 ⑤乳児保育事業の推進【再掲】 ⑥障害児保育事業の推進【再掲】 ⑦村内保育施設の推進【再掲】
- 1) 交通安全教育の推進 ①交通安全教育の促進 ②交通安全広報活動の推進 ③交通事故・事故防止情報の提供
2) チャイルドシートの正しい使用方法の徹底
- ①地域安全広報活動の推進 ②犯罪・被害情報の提供 ③パトロール活動の推進 ④「子ども110番の家」の推進【再掲】
⑤防犯灯設置への支援
- ①相談体制の整備の推進
- ①虐待等に対する防止対策の推進 ②虐待等に関する相談の充実 ③虐待の早期発見と予防 ④虐待防止ネットワークの活用
⑤主任児童委員、民生児童委員の活用
- ①児童扶養手当の支給 ②婦人相談の充実 ③ひとり親家庭等医療費の支給 ④母子家庭等の親への就業支援
⑤母子寡婦福祉資金の貸付 ⑥母子家庭日常生活支援事業
- ①短期入所事業の充実 ②障害児保育事業の推進【再掲】 ③特別児童扶養手当の支給 ④障害児福祉手当の支給 ⑤障害者扶助料
⑥特別支援教育の充実 ⑦重度心身障害児等医療費の支給 ⑧遺児入学資金等の支給 ⑨補助員の交付および日常生活用具の給付
⑩レスパイトサービスの実施